

静岡市男女共同参画審議会について

1 設置、目的等

(第3次静岡市男女共同参画行動計画冊子 84 ページ)

◆静岡市男女共同参画推進条例第24条(設置)

男女共同参画を円滑に推進するため、静岡市男女共同参画審議会を置く。

◆静岡市男女共同参画推進条例第25条(所掌事務)

審議会は、第16条第3項の規定による諮問に対し答申を行うほか、男女共同参画の推進に関する必要な事項について調査審議する。

※静岡市男女共同参画推進条例第16条第3項

「市長は、行動計画の策定に当たっては、第24条の静岡市男女共同参画審議会へ諮問し、かつ、市民の意見を聴かなくてはならない。」

2 組織

◆静岡市男女共同参画推進条例第26条以降

- ・委員 : 15名以内(学識経験、団体推薦、市民)
- ・任期 : 2年(令和元年6月23日～令和3年6月22日)

3 委員の役割

年間3回程度の審議会の中で、静岡市の男女共同参画事業等について調査審議を行う。令和元年度は、第3次男女共同参画行動計画、DV防止基本計画、女性活躍推進計画の3計画について、進捗確認及び審議を行う予定。

4 令和元年度の日程(予定)

- (1) 第1回審議会(令和元年7月31日):委嘱状交付、男女共同参画行動計画等説明
- (2) 第2回審議会(令和元年9月～10月):行動計画進捗状況報告
- (3) 第3回審議会(令和2年1月～2月):男女共同参画に係る調査審議

5 審議会の公開、会議録の作成・取扱い

・「静岡市における附属機関等の設置及び運営に関する指針」及び「附属機関等の会議の公開に関する要領」に基づき、特別な場合を除き原則公開とし、会議終了後は会議録を作成・公開する。